

名簿登録について（看護師）

同乗看護師委託事業者の登録・管理

- (1) 登録申請時点の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「601:労働者派遣（Z:その他）」、「333:福祉サービス」または「350:その他の委託等」に登録が認められている者であること。
- (2) 事前協議書提出締切から登録までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 直近5年間に当該業務もしくは、小児看護における医療的ケアの実績を有するものであること。
- (4) 派遣できる看護師を、常勤換算で3名以上雇用等していること。なお、管理者を1名以上設置すること。管理者は他の業務と兼務を可とする。
- (5) 賠償責任保険への加入等、受託者の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっていること。